

第4回大阪府環境審議会循環型社会推進計画部会 議事概要

1. 日 時：令和7年11月14日（金）14時00分～15時10分
2. 場 所：大阪府庁咲洲庁舎21階 公害審査会室（WEB会議システム併用）
3. 議 題：
 - （1）部会報告（素案）について

【資料1】

- （2）その他

4. 委員からの意見要旨

- （1）部会報告（素案）について

<第1章 現行計画における目標達成状況>

【藤田部会長】

p.6 図1-4（紙類に関する国内需要の推移）に凡例を追加すること。

【事務局】

追加する。

【大下委員】

p.9 産業廃棄物においては下水汚泥の寄与が大きいという話に関して、最近、浄化槽汚泥やし尿のような一般廃棄物に定義されるものを、下水処理場で受け入れたり、下水道に希釈放流したりするケースも増えていると思うが、その場合は一般廃棄物、産業廃棄物のどちらにカウントされるのか。

【事務局】

下水汚泥は下水の処理過程で排出される余剰汚泥の量であるため、このようなケースについては産業廃棄物としてカウントされることになると思う。

【大下委員】

それほど多くはないと思うが、今後、浄化槽汚泥やし尿は一般廃棄物とされる量が減り、逆に産業廃棄物とされる量が増えるのだろう。

【事務局】

産業廃棄物としてカウントされることになるが、現状において、大阪府域の下水道普及率は90%台後半で推移しているので、状況はあまり変わらないと思われる。

<第2章 資源循環分野における社会情勢の変化、第3章 2050年にめざすべき循環型社会の将来像>

【藤田部会長】

p.22 32行目「(2025年2月・経産省)」の表記について、他の箇所の表記と統一し、「(2025年2月、経産省)」に修正すること。

【事務局】

修正する。

【大下委員】

p.16 「資源の有効な利用の促進に関する法律の一部改正」に関して、例えば、再生資源の利用義務化等の整備がなされた場合の、大阪府に対する波及効果（例えば再生利用量の増加量等）について見込みはあるか。

【事務局】

再生資源の利用義務化について、国が設置するワーキングの資料においては、例えば自動車産業を想定して再生プラスチックの使用率の基準案が示されている。この基準が実際に適用されるとして、生産実績等から国内での再生材必要量等の数字はおそらく出せると思うが、大阪府域での具体的な数字は把握できていない。

【大下委員】

今後、国から具体的な見込み等が出てくるが、今の時点では部会報告に記載するまでには至らないという理解で良いか。

【事務局】

改正法は2026年4月に施行予定であり、部会報告とのタイミングはわかりかねるが、最新の確定情報を基に、資料は都度アップデートする。

＜第4章 次期計画の目標及び参考指標、第5章 施策の基本的な考え方と講じる主な施策、第6章 計画の進行管理＞

【野村委員】

再生資源を使用することは脱炭素につながるが、そのような商品が売れるかはまた別問題。第5章の「講じる主な施策」の中にあっただが、そのような商品を登録し支援する事業（p.39 25行目「脱炭素に配慮したリサイクル製品の普及」）は、是非今後も進めていただきたい。

また、ボトル to ボトルの取組みを進められてきた飲料メーカーからは、再生原料の需要の増加に伴う価格の高騰を許容できない状況にあるメーカーもあると聞いており、今後、プラスチックでも同様の状況にならないか懸念される。今後、サーキュラーパートナーズ（経済産業省が設立した、サーキュラーエコノミーの実現に向け、産官学の連携促進を目的とするパートナーシップ）で国が進める実証の中で問題点として挙がってくると思うので、そのような情報も共有いただければ。

【事務局】

サーキュラーパートナーズには府も参画しているので、情報を収集したうえで、できる限り、施策や府内事業者にも還元していく。

【藤田部会長】

- ①p.26 図4-4（最終処分量（全国）の将来推計）の吹き出し中の「13」とは何を意味するのか。
- ②p.25、p.26 BaU、BAUの表記を統一すること。
- ③p.32 表4-7（府内市町村におけるプラスチックごみ分別回収量の推移）について、製品プラスチックの回収量がいずれの年度も「-」になっている。「-」とは何を意味するのか。

【事務局】

- ①グラフの縦軸は排出量、単位が百万トンであり、グラフ中に記載されている「13」は国の第4次循環基

本計画の排出量の目標値が1,300万トンであることを示している。

②BaU、BAUの表記を統一する。

③2024年度時点で、府内では製品プラスチックを分別回収している市町村がないことから「-」としている。2025年4月から大阪市が回収を開始している。

(2) その他

- ・事務局より、大阪・関西万博で実施された資源循環の取組について、参考資料3に沿って説明。
- ・第5回部会は、12月12日14時から開催予定。修正した部会報告案について議論いただく予定。

【大下委員】

参考資料3 p.1 目標設定について、開催期間中の運営関係の廃棄物量の目標値だと思うが、建設時や解体時に発生する廃棄物の排出量、リサイクル量の目標も定めているのか。

【事務局】

日本国際博覧会協会がEXPO 2025 グリーンビジョンとして目標や施策を掲げており、解体時の建設廃棄物の有効利用量等についても目標を掲げている。最終報告書(2026年2月以降予定)ではそれを含めて評価される予定。

【大下委員】

大阪府の施策の参考にもなると思うので、確認していただければと思う。